

コージェネレーション契約

(選択約款)

平成 28 年 6 月 1 日実施

河内長野ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 需給契約の補償料	4
10. 名義の変更	7
11. 契約の変更または解消	7
12. 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過補償料 または契約最大需要期使用量超過補償料の精算	7
13. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料	7
14. 本支管工事費の精算	8
15. 緊急調整時の措置	8
16. その他	8
付 則	
1. この選択約款の実施期日	8
2. この選択約款実施に伴う切替措置	9
(別 表)	
1. 早収料金および消費税等相当額の算定方法	9
2. 料金表 1 (コージェネレーション契約第一種)	10
3. 料金表 2 (コージェネレーション契約第二種)	11

1. 目的

この選択約款は、コージェネレーションシステムの使用を通じてお客さまの負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率化を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第 17 条第 12 項の規定にもとづき、近畿経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、近畿経済産業局長に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合はガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

- (1) 「コージェネレーションシステム」とは、都市ガスを一次エネルギーとしてガスタービン、ガスエンジン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する熱電併給システムまたは熱動併給システムをいいます。
- (2) 「契約最大使用量」とは、契約で定める 1 年間を通じて 1 時間当たりの最大使用量をいいます。(小数点以下切捨)
- (3) 「契約月別使用量」とは、契約の開始から終了までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの 1 年間において引き取らなければならない使用量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、12 月使用分(11 月定例検針日の翌日から 12 月定例検針日まで)から 3 月使用分(2 月定例検針日の翌日から 3 月定例検針日まで)までの 4 か月間をいいます。
- (7) 「契約最大需要期使用量」とは、契約で定める最大需要期の契約月別使用量の合計量をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切捨て)

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の 1 か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の 1 か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および、地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (10) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なおこの選択約款においては 8 パーセントといたします。
- (11) 「単位料金」とは、8 に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- (1) コージェネレーションシステムを設置していること。
- (2) コージェネレーション契約第一種は、ガスタービン、ガスエンジン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が、24kw 以上もしくはガス消費量が 8 m³N/時（1 時間当たりのノルマル立法メートル）以上であること。
コージェネレーション契約第二種は、ガスタービン、ガスエンジン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が、3kw 以上もしくはガス消費量が 1 m³N/時（1 時間当たりのノルマル立方メートル）以上であること。
- (3) 設置するコージェネレーションの使用予定にもとづいて契約最大使用量および契約月別使用料を定めることができる需要であること。
- (4) 契約年間使用量が契約最大使用量の 700 倍（小数点以下切捨て）以上であること。
- (5) 契約年間引取量が契約年間使用量の 70 パーセント以上であること。
- (6) 契約年間負荷率が 60 パーセント以上であること。
- (7) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めたコージェネレーション契約第一種、コージェネレーション契約第二種（以下「コージェネレーション契約種別」といいます。）のいずれかの需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、または契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガス使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、同一需要の負荷実態、過去の実績等を参考にして、使用者との協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約最大使用量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約年間引取量
 - ④ 契約月別使用量
 - ⑤ 契約最大需要期使用量
- (3) 契約期間は原則として 1 年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまのいずれからも何ら意思表示がない場合には、契約はさらに 1 年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。お客さまは次の契約期間における契約内容を変更しようとする場合には、原則として契約期間満了時の 2

か月前までに当社に対してその旨を申し出なければならないものいたします。

(4) 当社は、一般ガス供給約款に定める検針の他、契約変更があった日に検針を行います。

6. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前回の定例検針日および今回の定例検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、前回の定例検針日以降、今回の定例検針日までに解約または契約変更を行った場合には、前回の定例検針日および解約または契約変更を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

最大使用量は原則として負荷計測器により算定いたします。(負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担といたします。)

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量を算定いたします。

7. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが支払い義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内 (以下「早収料金適用期間」といいます。) に行われる場合には、(2)により算定された料金 (以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。) を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増しした料金 (以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。) を支払って頂きます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(2) 当社は、コージェネレーション契約第一種には別表の料金表 1 を、コージェネレーション契約第二種には別表の料金表 2 を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

(3) 当社は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(4) お客さまの都合や契約違反により契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)にもとづく 1 か月当たりの基本料金全額とし、単位料金は(2)の単位料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1 (5)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金 (1 立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(1) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1 立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

83,470 円

② 平均原料価格 (トン当たり) に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たり LNG 平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。) およびトン当たり LPG 平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が 133,550 円以上となった場合は、133,550 円といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9673 + \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0358$$

③ 原料価格調整額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

(3) 基準単位料金 (税込) に含まれる石油石炭税は、以下の通りです。石油石炭税等諸税が変更された場合、当社は基準単位料金 (税込) を見直すことがあります。

<適用石油石炭税>

LNG・LPG トン当たり 1,860 円

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料、契約最大使用量超過補償料および契約最大需要期使用量超過補償料とし、当社は当該補償料を、原則としてそれぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に

申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)、(2)または(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 最大使用量倍率未達補償料

お客様の年間実績使用量が、契約最大使用量の700倍（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達補償料} = \left(\left[\begin{array}{c} \text{契約最大使用量の} \\ \text{最大700倍に} \\ \text{相当する年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める契約月別使用量に各} \\ \text{月の単位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計金額を契約年間使用} \\ \text{量で除し、小数点以下第3} \\ \text{位を四捨五入した額} \times 1.1 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および単位料金総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達補償料

使用者の実績年間負荷率〔(年間の1ヶ月当たり平均実績使用量/最大需要期の1ヶ月当たりの平均実績使用量)×100をいいます。〕が60パーセント（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left(\left[\begin{array}{c} \text{負荷率60パーセ} \\ \text{ントに相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める契約月別使用量に各} \\ \text{月の単位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計金額を契約年間使用} \\ \text{量で除し、小数点以下第3} \\ \text{位を四捨五入した額} \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および単位料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切

捨て) をこえない範囲で算定するものいたします。

(備考)

負荷率 60 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1 ヶ月当たり平均実績使用量に 0.60 を乗じ、その量を 12 倍にした量といたします。

(3) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left(\left[\text{契約年間引取量} \right] - \left[\text{実績年間使用量} \right] \right) \times \left(\text{契約種別のガス需給契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計金額を契約年間使用量で除し、小数点以下第 3 位を四捨五入した額} \times 1.1 \right)$$

(4) 契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の 1 時間当たりの使用量が契約最大使用量の 105 パーセントに相当する量 (小数点以下切上げ) を超えた場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料といたします。

$$\text{最大使用量超過補償料} = \left(\left[\text{最大の 1 時間当たりの使用量} \right] - \left[\text{契約最大使用量} \times 1.05 \right] \right) \times \left(\text{契約種別の流量基本料金相当額} \times 1.1 \right) \times 12$$

ただし、需給契約に定める契約期間中に契約最大使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料といたします。

(5) 契約最大需要期使用量超過補償料

お客さまの最大需要期の実績使用量が契約最大需要期使用量の 110 パーセントに相当する量 (小数点以下切上げ) を超えた場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を契約最大需要期使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約最大需要期使用量超過補償料} = \left(\left[\text{最大需要期の実績使用量} \right] - \left[\text{契約最大需要期使用量} \times 1.10 \right] \right) \times \left(\text{契約種別の最大需要期基本料金相当額} \times 1.1 \right) \times 12$$

ただし、需給契約に定める契約期間中に契約最大需要期使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額がすでに申し受け、または申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大需要月超過補償料といたします。

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に補償するものといたします。

11. 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガスの使用計画に変更がある場合、もしくは2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消できるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなかった場合および9の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、契約期間中であっても、契約を解消できるものといたします。

12. 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過補償料または契約最大需要期使用量超過補償料の清算

契約期間中において契約の変更または解消が生じた場合であって変更月または解消月以前に契約最大使用超過量補償料または契約最大需要期使用量超過補償料を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各補償料算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各補償料を算定しなおして精算いたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、11(1)の規定による契約の変更または解消であって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは11(2)の規定による契約の解消であってお客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料または契約最大需要月使用量超過補償料の精算は行いません。

13. 契約の解消に伴う中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、11(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは11(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、契約中途解消補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 解消と同時に契約中途解消補償料規定を有しない当社の他の契約を締結する場合、または当社からのガス供給を廃止する場合、当社は契約解消月に次の計算によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\begin{array}{c} \text{解消月の翌月から契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別の基本} \\ \text{料金相当額} \end{array} \right)$$

- (2) 解消と同時に契約中途解消補償料規定を有する当社の他の契約を締結する場合、またはこの選択約款の同一契約種別で新たに契約を締結する場合、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\left(\begin{array}{c} \text{前契約の1か月} \\ \text{当たりの基本料金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{新契約の1か月} \\ \text{当たりの基本料金} \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right)$$

14. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後、この選択約款にもとづく契約により使用を開始して1年未満の契約期間中において契約を解消するとともに、さらに当社が供給するガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額（消費税等相当額を含みます）を全額申し受けます。

15. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

- (1)

$$\text{定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

- (2)

$$\text{流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

- (3)

$$\text{最大需要月基本料金割引額} = \text{最大需要月基本料金単価} \times \text{契約最大需要月使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

16. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、平成 28 年 6 月 1 日から実施いたします。

2. この選択約款実施に伴う切替措置

当社は、平成 28 年 5 月 31 日以前から継続して供給し、平成 28 年 6 月 1 日から平成 28 年 6 月 17 日までに支払義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前のコージェネレーション契約(選択約款)にもとづき料金を算定するものいたします。

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金（消費税等相当額を含みます）と従量料金の合計といたします。

(2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金および最大需要期基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額とし、最大需要期基本料金は最大需要期基本料金単価に契約最大需要期使用量を乗じた額といたします。

(3) 従量料金は、基準単位料金または 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4) 早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)

$$\textcircled{1} \text{ 早収料金に含まれる消費税等相当額} = \text{早収料金} \times \text{消費税率} \div (1+\text{消費税率})$$

$$\textcircled{2} \text{ 遅収料金に含まれる消費税等相当額} = \text{遅収料金} \times \text{消費税率} \div (1+\text{消費税率})$$

(5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表1（コージェネレーション契約第一種）（消費税等相当額を含みます）

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1 か月につき	270,000.00 円
---------	--------------

② 流量基本料金

1 立方メートルにつき	912.60 円
-------------	----------

③ 最大需要期基本料金

1 立方メートルにつき	1.47 円
-------------	--------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	79.27 円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表 2 (コージェネレーション契約第二種) (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1 か月につき	27,000.00 円
---------	-------------

② 流量基本料金

1 立方メートルにつき	912.60 円
-------------	----------

③ 最大需要期基本料金

1 立方メートルにつき	1.47 円
-------------	--------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	92.31 円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。